

水道設備（機械・電気）設計業務等委託共通仕様書 新旧対照表（令和6年4月1日改訂）

頁	改訂後	改訂前
目次	<p>&lt;付録&gt;</p> <p>[付録1-1] 照査項目一覧表</p> <p>[付録1-2] 基本条件確認書（サンプル）</p> <p>[付録1-3] 詳細条件確認書（サンプル）</p> <p><del>[付録2] 設計業務委託 様式集</del></p>	<p>&lt;付録&gt;</p> <p>[付録1-1] 照査項目一覧表</p> <p>[付録1-2] 基本条件確認書（サンプル）</p> <p>[付録1-3] 詳細条件確認書（サンプル）</p> <p>[付録2] 設計業務委託 様式集</p>

※ 上記の改訂に合わせて、設計業務委託 様式集を[資料]から削除する。

頁	改訂後	改訂前
7	<p>1. 1. 11 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（<b>設計業務委託連絡票</b>）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて<b>設計業務委託連絡票</b>を作成するものとする。</p> <p>2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が<b>設計業務委託連絡票</b>に記録し相互に確認しなければならない。</p>	<p>1. 1. 11 打合せ等</p> <p>1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（業務記録）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて業務記録を作成するものとする。</p> <p>2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が業務記録に記録し相互に確認しなければならない。</p>

頁	改訂後	改訂前
[付録 1-1]	照査項目一覧表 (地震計更新工事の項目を追加)	<空欄>